

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年1月14日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100066号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100016号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年10月16日から平成14年3月1日まで

私は、平成12年9月11日から平成15年3月11日までの期間、A社に勤務していたので、平成13年10月16日から平成14年3月1日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

複数の同僚の陳述及び回答から、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において、平成12年9月11日に被保険者資格を取得し、平成13年10月15日に離職した後、平成14年3月1日に再び被保険者資格を取得し、平成15年3月10日に離職していることから、オンライン記録と雇用保険の加入記録が一致していることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、A社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を所持していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。